

大規模災害発生時における消防本部の効果的な
初動活動のあり方検討会（第2回）
＜次 第＞

日時： 平成24年1月19日（木）
10時00分～12時00分
場所： 砂防会館別館 六甲

1 開会

2 議事

（1）第1回検討会の結果等について

- ・大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動の
あり方検討会（第1回）議事概要

資料1

（2）第2回検討会の論点について

資料2

（3）災害対応体制の確立等

資料3

- ・災害対応体制の確立
- ・情報管理体制の確立
- ・消防活動方針

（4）その他

【参考資料】

- ・津波警戒監視要綱
- ・地震、津波発生時における初動活動及びその事前対策に関する計画
- ・近年の津波避難時の行動・意識
- ・津波災害時の情報の入手方法
- ・警防活動時における安全管理マニュアル【改訂版】（抜粋）

参考資料1

参考資料2

参考資料3

参考資料4

参考資料5

3 閉会

大規模災害発生時における消防本部の効果的な
初動活動のあり方検討会構成員

(敬称略：五十音順)

【座長】

関澤 愛 東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授

【委員】

磯辺 康子 神戸新聞社東京支社編集部編集委員

桂 敏美 神戸市消防局警防部主幹（兵庫県）

国崎 信江 株式会社危機管理教育研究所代表

座間 信作 消防大学校消防研究センター火災災害調査部長

柴田 徳雄 山武郡市広域行政組合消防本部次長兼警防課長（千葉県）

谷原 和憲 日本テレビ放送網株式会社報道局ネットワークニュース部長

田村 圭子 新潟大学 危機管理室/災害・復興科学研究所教授

月成 幸治 北九州市消防局警防部警防課長（福岡県）

花海 秀樹 仙台市消防局警防部警防課長（宮城県）

松浦 和夫 東京消防庁警防部参事兼警防課長（東京都）

宮脇 良平 高知市消防局高知市東消防署長（高知県）

合計 12 名

大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方

検討会（第1回）議事概要

1 日 時：平成23年11月30日（水）10：00～12：00

2 場 所：砂防会館別館 穂高

3 出席者（敬称略）：関沢 愛（座長）、桂 敏美、柴田 徳雄、谷原 和憲、田村 圭子
 花海 秀樹、松浦 和夫、宮脇 良平、座間 信作代理（新井場）

（計9名）

4 議事の経過

議事に先立ち、事務局から検討会委員の紹介、検討会開催要綱の説明後、要綱3(3)に基づく座長の職務を代理する者の指名を座長より行った。また、検討会の運営について委員に諮り了承を得た。

- 座長が何か事故がある場合に、その職務を代理する者

消防大学校消防研究センター 座間委員

- 検討会の運営について

検討会は、原則公開として、事務局が会議の終了後に議事録を作成し、座長が確認した後に保存する。また、発言者の氏名を掲載しない形で、議事概要を消防庁のホームページに掲載する。

5 議事

① 東日本大震災における被害の概要及び消防本部の初動活動等について

- 大津波警報や津波警報発令時の活動（現状と具体例）

- ・ 消防本部ごとに計画されているが、活動の細部までは計画していないものもある。また、計画がない本部は、災害の発生状況に応じて、被害の軽減と人命救助という観点から活動を実施している。
- ・ 津波監視要綱を作成しており、津波警報や大津波警報が発令されたときは海面監視を行わず、消防車両等を使い避難誘導や広報を実施する計画になっている。
- ・ 消防本部における計画は、防災計画に基づく消防計画という位置付けであり、地震時活動マニュアル、震災対応計画といった様々な形の計画がある一方、規程や要綱により震災・津波対応計画を定めている本部もある。

- 被災地域の消防本部の活動（仙台市消防局）

- ・ 地震による建物被害や宅地被害も多発し、避難勧告により多くの市民が避難所生活を送った。
- ・ 通常の10倍の119番通報があった。
- ・ 事前に協定を結んでいた解体工事業協同組合等が、震災直後から重機により道路啓開作業を実施し、消防車両が災害発生場所に向かうことができた。
- ・ 防火水槽を計画整備していたが、水道の断減水に対する有用性が確認できた。

② 大規模災害発生時における消防本部の初動活動に関する調査結果概要について

事務局が、被災３県の３６消防本部を対象に行った調査結果概要を取りまとめた資料に基づき、説明を実施した。

③ 具体的な検討項目（案）について

事務局から、検討会の検討項目（案）として、１事前計画等、２災害対応体制及び情報管理体制、３消防活動方針、４部隊運用、５消防団等との連携を提案し、全体について委員の方から下記の通りの発言があった。

○ 職員の安全について

- ・ たくさんの方がお亡くなりになったことを踏まえ、職員の安全面と、国民の生命、身体及び財産を守るための消防活動の双方に配慮しながら、どのように効果的に活動するかを考える必要がある。
- ・ 地震や津波に関する状況認識が出来ない限りは、安全配慮義務が優先されなければ、職員の命は救われない。
- ・ 最終的に、現場の判断に委ねるとしても、その際の考え方などを検討会として打ち出せれば、それが大きな方針になるのではないか。
- ・ 消防職員が被害に遭った経緯を、差し支えない範囲で明らかにした上で安全面における検討を進めていく必要がある。

→ 次回の検討会までに、可能な範囲で詳しい内容をお示ししたい。

○ 初動時の活動について

- ・ 内陸と沿岸地域では様相が違うので、１つは今回の地震で、震災時消防計画、とりわけ初動時に焦点を絞った時に何を行なわなければいけないかということについて、キーワードやポイントを整理すると良いのではないか。
- ・ 消防本部の能力や対応力を超えたときに、どの様な形で住民に対して情報発信ができるのかということも検討課題でないか。
- ・ 内陸で津波を受けていない消防本部は、被害も少なかったという相対的な問題はあるが、阪神大震災以降の震災消防計画が基本的にはうまく機能していたなら、機能した点を評価すべきではないか。その上で、想定を超える津波を受けたことによりダメージを受けた消防本部においては、何が足りなかったのか、何を今後考えなければいけないかという問題があるならば、この委員会ではそれを焦点に検討していけばよいと考える。

→ 調査内容について、内陸部と沿岸部を区分して整理したい。

沿岸部の消防本部は、津波に対する様々な準備をされていたことと思うが、検証の上で、今後どのような対応や計画が必要であるのかということが大きなポイントの１つとなる。

一方、津波の被害を受けていない内陸部では、地震に関する消防計画が機能した部分も多いと考えられ、その検証についても行っていく必要がある。

○ 被災地消防本部の活動

- ・当初災害が発生したときに、津波の浸水想定区域で消防隊は活動を実施したのか、していなかったのかを知りたい。
 - ・後の災害対応を考えると、消防車を退避させる必要があると考えるが、実際にそれができたかどうかも知っておく必要がある。
 - ・消火活動や救助活動を考えるなら、安全な高台に職員、消防車両等を退避させる必要があるが、救助を待つ住民対応や避難広報を優先すべきではないかという意見もあり、個々の本部ではなかなか判断が示せない。
 - ・現場で撤退時期を判断する、活動方針を判断するということは、非常に高度な判断を要するものであり、初動における指揮体制のあり方が重要になるので、検討の課題としていただきたい。
 - ・具体的な指針ではなくても、基本的な考え方がまとめられるならば、消防本部が計画を作成する上で参考となる。
- 浸水エリアの活動状況等については、可能な範囲でヒアリング等を行い、次回検討会で資料として示したい。

安全対策と消防活動については、次回以降も継続して検討していく。

④ 検討会スケジュール（案）について

事務局から、年度内5回の検討会開催スケジュール（案）を示し、第2回検討会は1月19日に開催されることになった。

第 2 回検討会の論点について

議題 1 災害対応体制及び情報管理体制の確立

(1) 災害対応体制

東日本大震災では、職員の被災をはじめ津波により庁舎、車両等が壊滅的な被害を受け、災害対応に苦慮した消防本部もある。このことから、消防本部が災害対応をするためには、その消防力をいかにして早期に確保していくかが重要となる。

【論点】

- ・ 庁舎、車両等が被災した場合にどのように対処するか。
- ・ 庁舎被害が大きい場合、どのような代替方法をとるか。
- ・ 早期に人員を確保するには職員の非常招集をどのようにしていくか。
- ・ 災害対応体制を確立するために事前計画に必要な事項は。
- ・ 津波被害の可能性がある消防本部の留意点は。

(2) 情報管理体制

発災直後から、災害通報をはじめ様々な情報が入ってくるなか、情報内容を集約、分析し、災害発生状況等をいかにして早期に把握して、災害活動につなげていくかが重要となる。また、通信手段が途絶した場合には、代替手段を活用し、災害の覚知を遅らせることなく対応していく必要がある。

【論点】

- ・ 災害対策本部においてどのように情報を処理していくか。
 - ・ 119番通報の途絶を前提とした災害覚知の方法は。
 - ・ 震災時における効果的な情報通信手段とは。
- (公共放送機関、指定公共機関、マスメディア等の活用)

議題 2 消防活動方針（安全管理を含む）

災害が複合的かつ同時多発することが想定されることから、その対応分野の優先順位や安全管理などに関する活動方針を定め、早期に有効な活動を実施していくことが重要となる。

また、災害の発生状況が消防力を超える場合には、活動の優先や、災害に対する出動の選別を行い、消防力を効果的に運用することが被害を軽減することにつながる。そして、津波により多くの職員が被災したことを踏まえ、津波発生時の活動においてどのように職員や部隊の安全確保を図るかが重要となる。

【論点】

- ・ 活動方針をいつ、どのような要素により決定、変更するか。
(津波発生時における活動方針の変更)
- ・ 同時多発災害に対する活動方針をどうするか。
- ・ 消防力を超える災害が発生した場合、「災害に対する出動の選別」をどう判断するか。
- ・ 津波発生時に対する活動方針をどうするか。
- ・ 津波発生時における職員や部隊の安全をどのようにして確保するか。